

令和6年度 医療廃棄物収集運搬処理業務委託 仕様書(産業廃棄物)

本仕様書は、福岡県済生会飯塚嘉穂病院(以下「委託者」という。)が委託する医療廃棄物収集運搬処理業務の仕様を定めるものであり、受託者は、本仕様書に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

1 目的

本仕様書は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令に従い、委託者が排出する医療廃棄物の収集運搬及び中間処理・最終処分の委託において、受託者が受託し適正に行うことを目的とする。

2 収集施設 福岡県済生会飯塚嘉穂病院(福岡県飯塚市太郎丸 265)

3 契約期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日(3年間)

4 業務内容

- ① 委託者から発生する廃棄物は関係法令等を遵守の上、適正に収集・運搬・処理するものとする。
- ② 上記許可事項に変更があった場合は、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出する。
- ③ 収集日時は委託者と協議の上決定する。
- ④ 受託者は、収集作業中は、常時、適正な人員を配置し、周囲の人や車等の安全を妨げないように十分配慮し、収集場所及び周辺の清潔保持に努めること。

5 廃棄物の種類・荷姿及び回収頻度、予定数量 (令和5年1月から12月実績)

区分	種類	荷姿	回収頻度	年間予定排出重量
産業廃棄物	廃プラスチック	70Lビニール袋	週2回	2,210kg

【入札金額の計算について】

◆廃プラスチックの廃棄について

- (1) 廃プラスチック処理単価(税抜)【廃棄物の収集・運搬・処理に係るすべての費用を含む】に年間予定排出重量を掛けた金額。(特別産業廃棄物の入札書に含む)
上記の(1)の合計金額(税抜)を入札金額(年間予定金額)とする。

6 マニフェスト

委託者、受託者は産業廃棄物収集・運搬及び処分について、産業廃棄物管理票(マニフェスト)による業務確認・管理を行うこと。

7 損害賠償責任

受託者は、委託者から委託された医療廃棄物を、受け入れから処分の完了まで法令に基づき、適正に管理する責任を負う。この間に発生した事故は、その原因が委託者の責にきずべき場合を除き、受託者が責任を負うものとする。

また、受託者が業務実施にあたり、病院利用者・通行人等に危害を及ぼした場合や廃棄物の飛散・流出により発生した事故について乙が責任を負うこととする。

8 受託者費用負担

- ① 産業廃棄物管理票(マニフェスト)。
- ② 医療廃棄物の収集運搬及び処分、その他業務の実施に必要な機材等経費。

9 資格等

- ① 受託者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の1第1項及び第14条1項の規定に基づき、委託者に係わる処理に関するすべての許可を受けた業者でなければならない。
- ② 受託者は委託者が委託した医療廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条の1第16項及び第14条の4第6項の規定により委託者に係る処理に関する全ての許可を受けた業者に行わせること。
- ③ 受託者は、最終処分業者の分も含め、医療廃棄物処理の許可を受けたことを証明する書類を委託者に提出し、確認を受けなければならない。契約後、変更のあった場合も同様とする。
- ④ 受託者は、福岡県に本店または、支店、営業所を有し本院と同等 199 床以上の規模を有する病院との契約実績が3年以上継続して受託した証明を有するもの。
- ⑤ 契約書には、特別管理産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物処分業の許可証及び特別管理産業廃棄物の収集運搬～最終処分までのフロー図を添付すること。また、契約期間内において、上記許可の更新が必要な場合は、許可書発効後速やかに写しを提出すること。

10 その他

- ① 受託者は、受託された業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。
- ② 予定排出数量はあくまで見込みであり、実際の排出数量は増減することがあるが、この場合において契約変更は行わないこととする。
- ③ 道路交通法等法令を遵守し近隣住民や通行車両に迷惑をかけないこと。

- ④ 収集従事者は、運転免許証の携帯、健康状態について始業前点検を行うこと。
- ⑤ 業務中に事故や違反があった場合は、警察や消防への連絡を行い速やかに適正な処置をとるとともに、委託者へ口頭及び文書で報告すること。
- ⑥ 業務の処理上知り得た情報は、第三者に漏洩しないこと。